

建設工事に係る条件付一般競争入札の告示について

令和6年度建設工事に係る条件付一般競争入札を施行の際の入札参加資格等について、小郡市契約規則（平成21年小郡市規則第7号）第3条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年4月17日

小郡市長 加地良光

1 入札に参加する者に必要な資格

建設工事に係る条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加申込者」という。）は、次の各号をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 小郡市競争入札参加資格者名簿登載者
- (3) 小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年小郡市告示第27号）第3条、第4条及び第5条の規定に基づく指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていない者又は指名停止を受けた者であって、申請しようとする入札の公告日から入札日までの期間の一部又は全部が、指名停止の期間に該当しない者
- (4) 申請しようとする入札の入札日までの別に定める期間内に、小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱第12条の規定に基づく警告又は注意を受けていない者
- (5) 暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、警察当局から、小郡市に対して出された、公共工事からの排除要請の対象でない者
- (6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がない者
- (7) 当該対象工事と同種又は類似する工事の実績を有する者
- (8) 当該対象工事の施工（履行）能力がある者
- (9) 落札後、当該対象工事に対応する技術者を建設業法（昭和24年法律第100号）等に従い配置できる者
- (10) その他対象工事ごとに定める要件を満たす者

2 入札参加の申込み

- (1) 申請書等
入札参加申込者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた書類については、省略できるものとする。
 - ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号）
 - イ 同種・類似工事の施工実績調書（様式第4号）
 - ウ 配置予定技術者等の資格・工事経験調書（様式第5号）
- (2) 申請書等の様式の配布
小郡市経営政策部財政課契約・管財係で受領又は小郡市ホームページからダウンロードするものとする。
- (3) 申請書等の提出方法
申請書等は、指定された日時までに小郡市経営政策部財政課契約・管財係まで持参するものとし、郵送又は電信によるものは受け付けない。
- (4) 入札参加資格確認結果
入札参加資格確認通知書（適格者用）（様式第1号）又は入札参加資格確認通知書（不適格者用）（様式第2号）をもって通知する。

3 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、市長に対して不適格と認められた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、指定された日時までに書面を提出して行わなければならない。
- (3) 書面は、持参するものとし、郵送又は電信によるものは受け付けない。
- (4) 市長は、説明を求められたときは、指定された日時までに説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (5) (2)の書面の提出先は、小郡市経営政策部財政課契約・管財係とする。

4 入札の方法

- (1) 郵送又は電信による入札書の提出は、認めない。
- (2) 入札執行回数は、原則3回までとする。
- (3) 入札参加者は、入札が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。
- (4) 入札開始時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- (5) 入札時に内訳書を提出すること。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書配布の際に添付する入札心得を熟読し、これを遵守すること。
- (2) この告示に示した入札参加資格のない者のした入札及び申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得などの入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、その落札決定を取り消す。
- (3) 談合情報が寄せられた場合には、小郡市談合情報対応要領に基づく入札直前の「くじ」により、入札参加者のうち3割の者を限度として、入札参加資格を取り消す場合がある。
- (4) この告示に定めるもののほか、入札及び契約に関し必要な事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び小郡市契約規則によるものとする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

(問い合わせ先)

小郡市 経営政策部 財政課 契約・管財係

〒838-0198 小郡市小郡 255-1

Tel 0942-72-2111 (内線 234)

Fax 0942-73-4466

ホームページ <http://www.city.ogori.fukuoka.jp>